

京都市における介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会資料

日時：

- 1回目 平成28年10月17日（月） 13：00～15：30
- 2回目 平成28年10月20日（木） 13：00～15：30

場所：

みやこめっせ第2展示場A面

次第：

■ 京都市からの説明

- 総合事業の概要
- 対象者と利用手続
- 訪問型・通所型サービスの類型等
- 事業所指定
- 高齢者支え合い担い手づくり事業
- <休憩>
- 介護予防ケアマネジメント
- 本市に居住する他市町村の被保険者等への対応

■ 京都府国民健康保険団体連合会からの説明

- 国保連合会への請求について

■ 京都市からの説明

- 一般介護予防事業
- その他

< 目 次 >

1	総合事業の概要	P 1
2	対象者と利用手続	P 5
3	訪問型・通所型サービスの類型等	P 8
4	事業所指定	P 1 3
5	高齢者支え合い担い手づくり事業	P 2 2
6	介護予防ケアマネジメント	P 3 1
7	本市に居住する他市町村の被保険者等への対応	P 4 5
8	一般介護予防事業	P 4 6
9	その他	P 4 8

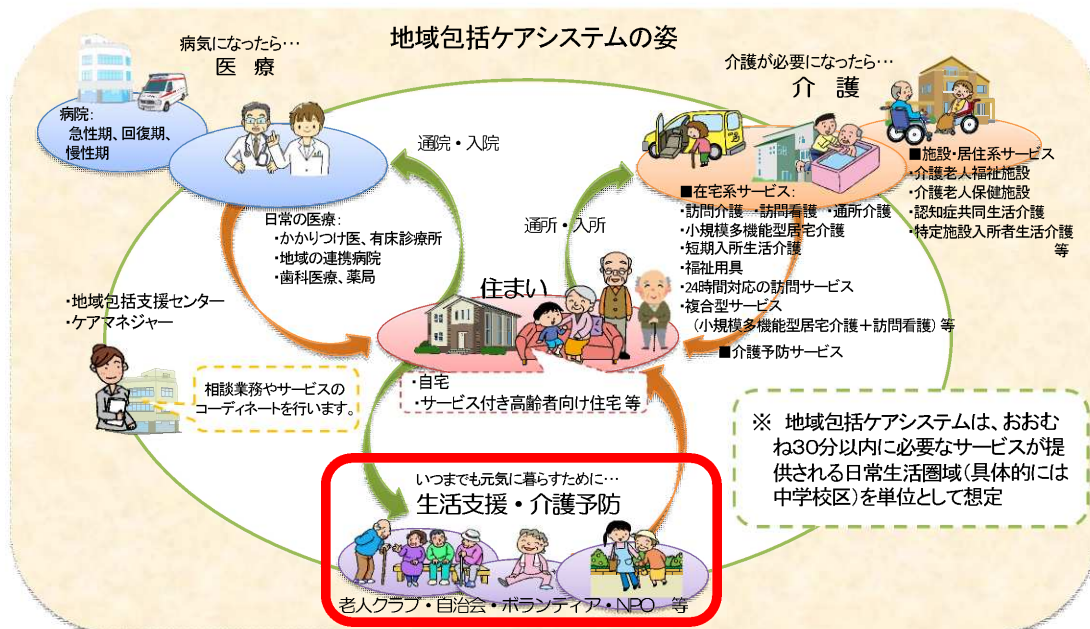
※ 本市の総合事業の実施内容については、現行案に基づき記載しており、今後、変更の可能性があります。

1 総合事業の概要

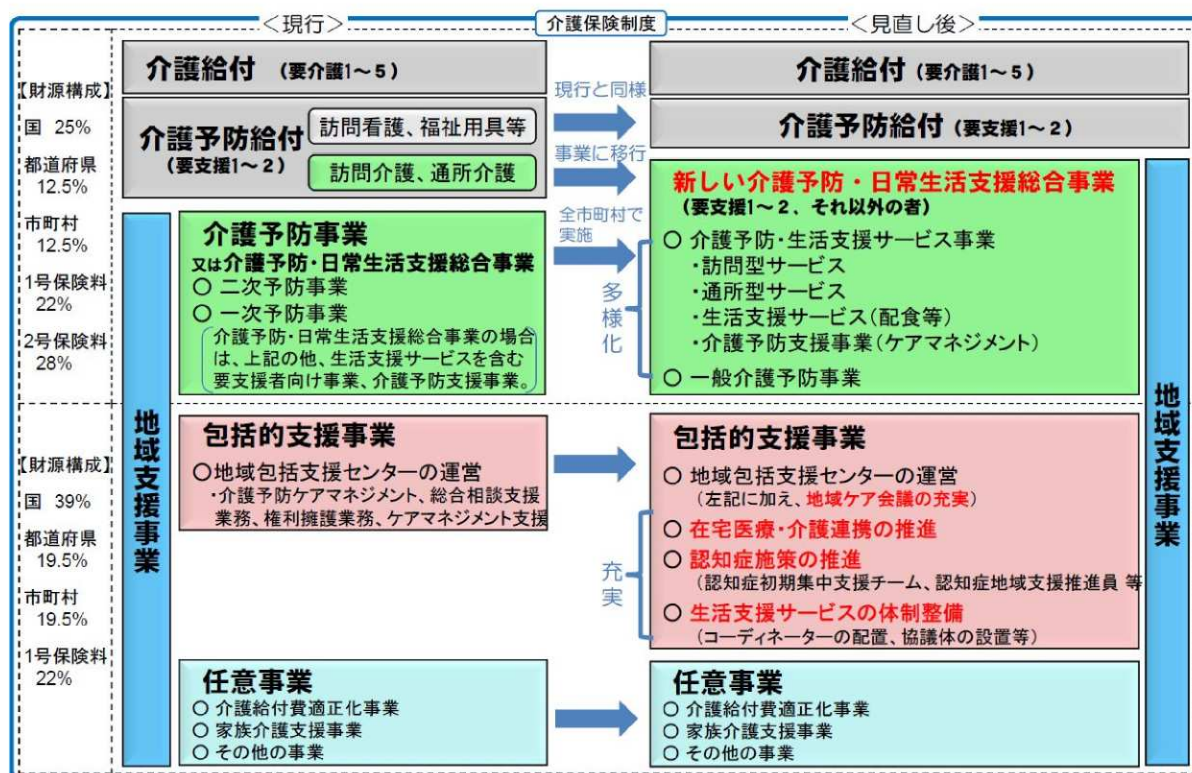
(1) 国の考え方

ア 総合事業の趣旨・目的

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。



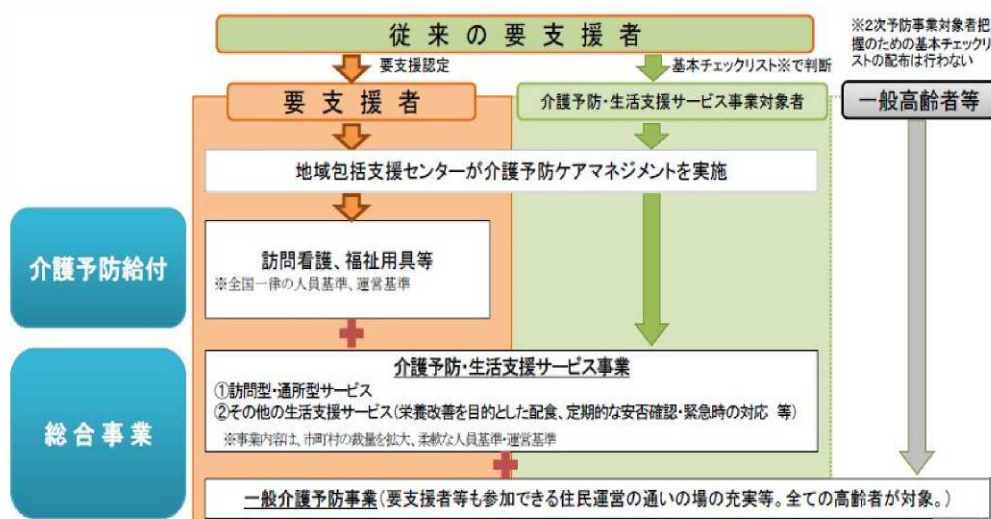
予防給付のうち訪問介護・通所介護については、市町村が中心となって地域の実情に応じた取組ができる地域支援事業の中の総合事業へ移行します。



(国ガイドラインより抜粋)

イ 総合事業の概要

- 総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業からなり、介護予防・生活支援サービス事業は、「訪問型サービス」、「通所型サービス」等と、「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。
- 総合事業開始後も、訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付としてサービス提供を継続します。
- 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと介護予防給付のサービス（要支援者のみ）を組み合わせ利用します。
- 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略し、基本チェックリストで判定することによって、「**介護予防・生活支援サービス事業対象者**」（以下「**事業対象者**」という。）として迅速なサービス利用が可能になります。



（国ガイドラインより抜粋）

（２）京都市としての考え方

本市では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年に、15歳から74歳までの市民3.7人で1人の後期高齢者を支えることになる見込みです。

こうした中、総合事業の実施に向け、地域で高齢者を支えていくために必要な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する「京都市地域支え合い活動創出事業※」を平成28年5月から実施するなど、様々な取組を進めています。

これまでの取組や高齢者を取り巻く現状を踏まえ、介護予防の推進、生活支援サービスの充実、多様な担い手の活躍（生活支援を担う担い手の裾野の拡大）を目指します。

※ 京都市地域支え合い活動創出事業

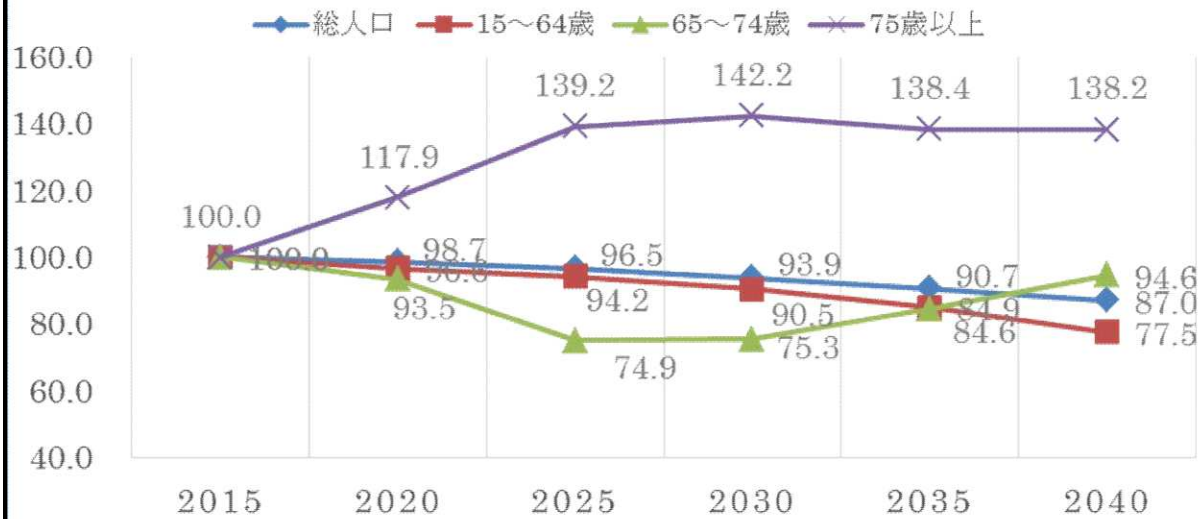
生活支援サービスの開発やネットワーク構築を行う「地域支え合い活動創出コーディネーター」を各区単位で配置するとともに、「地域支え合い活動創出協議体」を平成28年度中に各区・支所単位で設置し、ボランティアやNPO、民間企業、協同組合等の多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実や高齢者の社会参加の取組を進めていきます。

生産年齢人口の減少と後期高齢者の増加

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」京都市

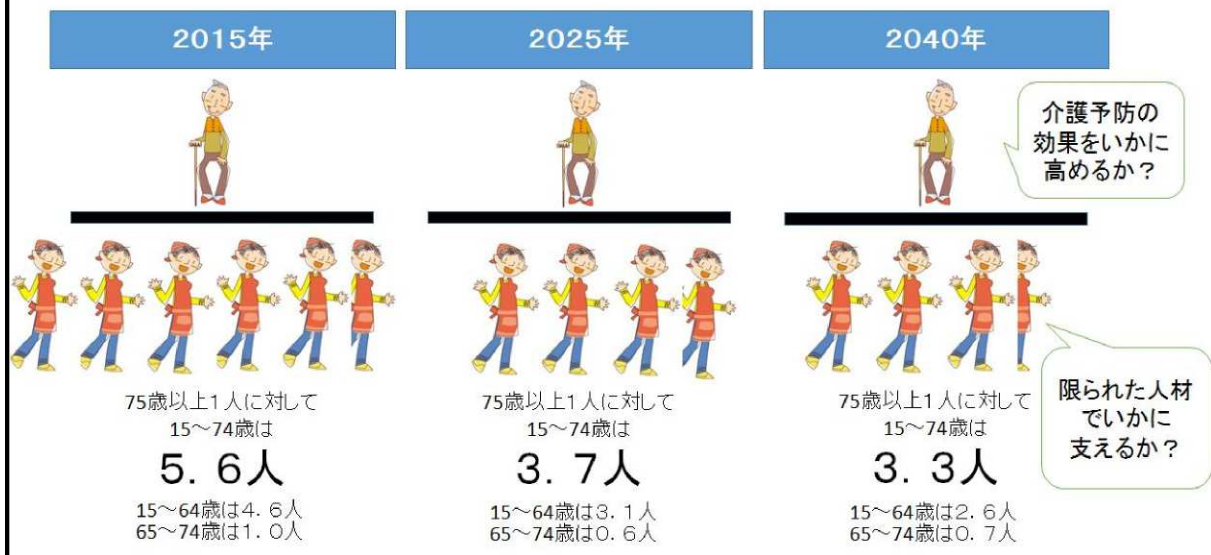
※2015年を100とした場合の、2040年までの推計値

(平成25年3月)



前期高齢者も支え手になることで、結果的に介護予防につながる。

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」京都市 (平成25年3月)



平成27(2025)年の本市の介護保険財政

	平成26年度	平成29年度	平成37(2025)年度
第1号被保険者数	371,515人	386,697人	377,946人
要支援・要介護認定者数	77,719人	90,096人	107,951人
うち、第1号被保険者数	76,266人	88,672人	106,415人
出現率	20.53%	22.93%	28.16%
保険給付費・地域支援事業費 (平成26年度は見込み)	1,150億円	1,338億円	1,660億円程度
保険料基準額(月額)	5,440円	6,080円	約8,700円

※ 第1号被保険者数、認定者数及び出現率は再掲(平成26年度は10月1日現在の実績値)

【京都市の高齢者を取り巻く現状と総合事業の概要】

現状

○前期高齢者では、要支援（介護）認定を受けていない元気な高齢者が多い。

○要支援状態に至らないよう行動を活発化するため、外出の動機づけが必要である。



○要支援者では、生活援助（特に掃除・買い物代行）のニーズが高い。

○通所介護については、要支援者では短時間の利用や、入浴のみなど利用目的に応じたサービスのニーズが高い。

○軽度の介護，介助が必要になった主な原因として、「骨折・転倒」「関節疾患」等の廃用症候群との関連が深い人が多く，運動教室の充実等，身体機能の向上を支援する取組が必要である。

○75 歳以上の高齢者の増加に伴い，介護を必要とする人が増え，介護専門職の不足が懸念される。

○支援が必要な高齢者を地域全体で支えていくための仕組みづくりが必要。

○65 歳以上の世帯員のいる一般世帯のうち，半数以上が高齢者単身又は夫婦のみの世帯となっており，電球の交換や庭木の手入れ等「ちょっとした困りごと」への支援ニーズが高まっている。

目指すもの

介護予防の推進

○元気な高齢者の社会参加を促進し，生きがい・介護予防につなげる。

○地域での主体的な介護予防活動を推進する。

○「居場所」の質的・量的充実に図り，身近な通いの場を増やす。

生活支援サービスの充実

○高齢者の多様な生活支援ニーズに応えるため，従来の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」について，市の現状にあったサービス類型を総合事業内で設け，選択できるサービス・支援の充実を進める。

多様な担い手の活躍 （生活支援の担い手の裾野の拡大）

○介護保険事業者を含め，NPO・企業など多様なサービス事業者を確保する。

○地域にある社会資源を活用する。

○元気な高齢者は，支える側の「生活支援の担い手」として活躍する。

総合事業

一般介護予防事業

○住民主体の活動が広がるよう，地域介護予防推進センターにより，「地域介護予防活動支援事業」を重点的に推進。

○通所型サービスの補完的な役割を果たすことも期待できる「高齢者の居場所」の更なる設置や参加者の拡大に向けた支援。



介護予防・生活支援サービス事業

【訪問型・通所型サービス】

○現行の介護予防訪問（通所）介護相当のサービスのほか，基準を緩和したサービス，短期間に身体機能の向上等を図るサービスなどの多様な類型を設定。

○元気な高齢者等のボランティアが，「ちょっとした困りごと」等に対応する仕組みを構築。

【介護予防ケアマネジメント】

○心身の状況等に応じた目標設定などにより，介護予防や健康の維持・増進を支援。

2 対象者と利用手続

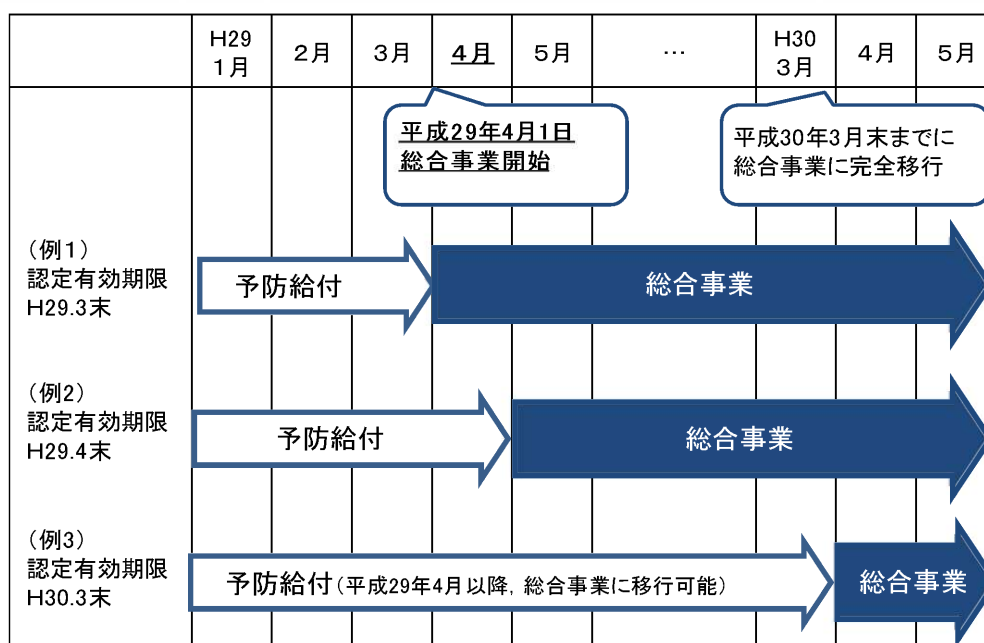
(1) 対象者

ア 介護予防・生活支援サービス事業

- ① 要支援者（認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の方）
- ② 事業対象者（基本チェックリスト該当者）

- 現在、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスを受けている方は、原則として、平成29年4月以降の認定更新時等に、順次、総合事業のサービス利用に移行し、引き続き訪問介護等を受けていただくことができます。
- 平成29年4月より前から「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を利用する要支援者には、原則として、平成29年4月以降も認定更新までは、現在の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）のサービスを提供します。
- ただし、平成29年4月以降であれば、認定更新時期の到来前でも、本人の希望により、総合事業のサービス利用への移行が可能です。
- 平成29年4月以降に新規認定又は認定更新等により要支援認定を受けた方には、予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）ではなく総合事業のサービスを提供します。

<認定更新の場合の総合事業への移行について（例）>



- ※ 原則として、認定有効期限の更新時等に、順次、総合事業のサービス利用に移行します。
- ※ 認定更新で総合事業に移行する際の基本チェックリストの実施は、平成29年2月からとなります。（新規利用のための基本チェックリストの実施は、平成29年4月からとなります。）

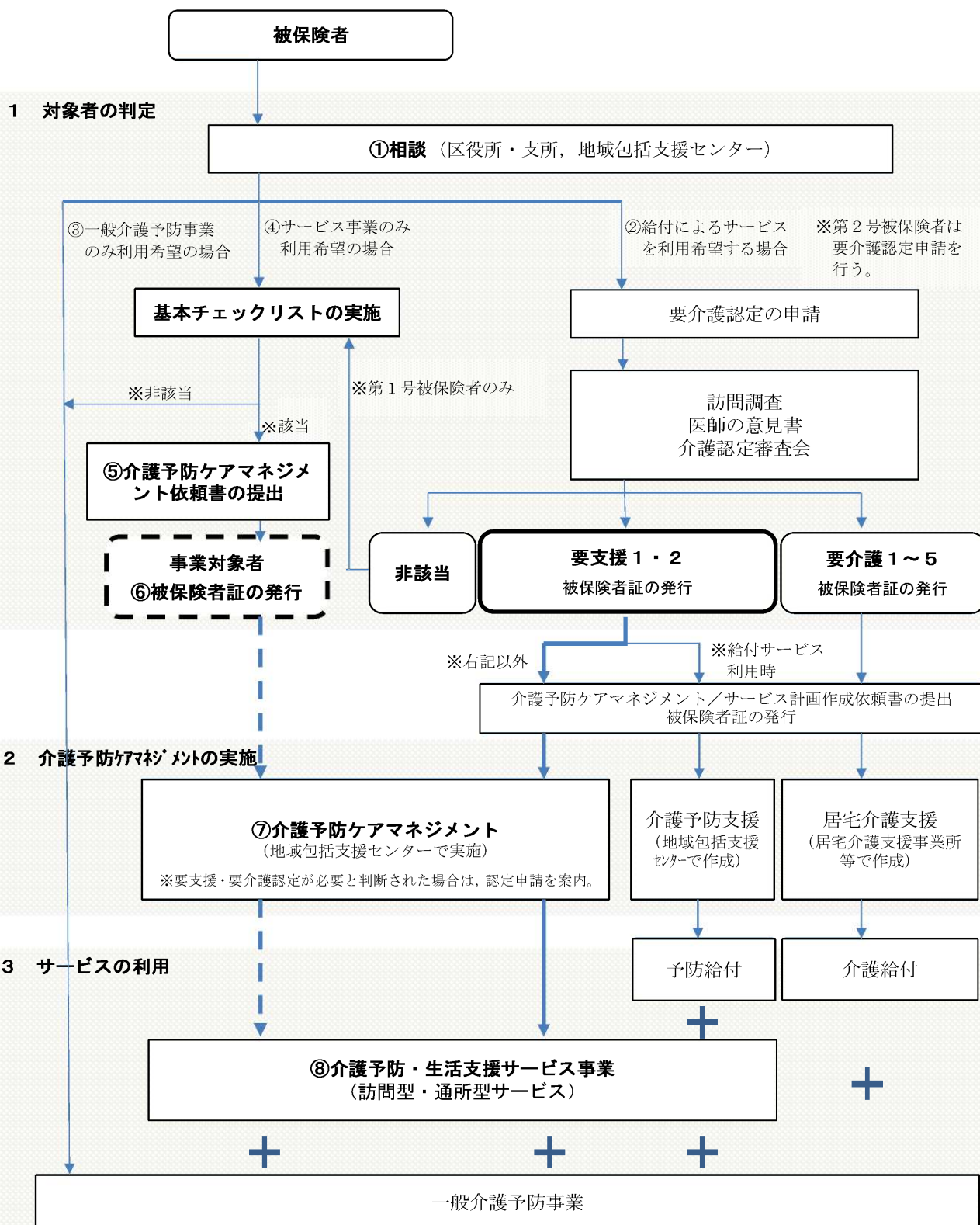
イ 一般介護予防事業

第1号被保険者全ての方等

参考 利用の流れ（フロー図）

利用相談は、区役所・支所、又は地域包括支援センターで行います。介護予防・生活支援サービス事業のみの利用を希望される場合は、基本チェックリストに基づき判定します。事業対象者に該当した際には、事業対象者と記された被保険者証等の交付後、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント（ケアプラン案の作成等）を行います。

サービス利用者は、ケアプランに同意したうえでサービス提供事業者と契約を締結し、総合事業の利用を開始します。



【参考】 基本チェックリストについて（国ガイドラインから抜粋）

表7 基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日（ ）

氏名			住 所			生年月日		
希望するサービス内容								
No.	質問項目						回答：いずれかに○をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していますか						0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか						0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか						0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか						0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか						0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか						0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか						0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか						0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか						1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか						1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか						1. はい	0. いいえ
12	身長	cm	体重	kg	(BMI =)		(注)	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか						1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか						1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか						1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか						0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか						1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか						1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか						0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか						1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない						1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった						1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる						1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない						1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする						1. はい	0. いいえ

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合に該当とする

表8 事業対象者に該当する基準

- ① 様式第一の質問項目№1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
- ② 様式第一の質問項目№6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
- ③ 様式第一の質問項目№11～12の2項目のすべてに該当
- ④ 様式第一の質問項目№13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
- ⑤ 様式第一の質問項目№16に該当
- ⑥ 様式第一の質問項目№18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
- ⑦ 様式第一の質問項目№21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) この表における該当(№12を除く。)とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

この表における該当(№12に限る。)とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合をいう。

【参考】 被保険者証のイメージ（国通知（平成27年3月31日）から抜粋）

(一)		(二)		(三)	
介護保険被保険者証		事業対象者		給付制限内容	
番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	認定年月日	平成 27 年 8 月 7 日	開始年月日	平成 年 月 日
被住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇〇 〇-〇	認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	終了年月日	平成 年 月 日
フリガナ	〇〇〇 〇〇〇〇	居宅サービス等	区分支給限度基準額 平成 年 月 日～平成 年 月 日 1月当たり	開始年月日	平成 年 月 日
氏名	〇〇 〇〇	(うち給付限度基準額)	サービスの種類	終了年月日	平成 年 月 日
生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	種類支給限度基準額	開始年月日	平成 年 月 日
交付年月日	平成 〇〇年 〇月 〇日			終了年月日	平成 年 月 日
保険番号並びに保険者の名称及び印	〇 〇 〇 〇 〇 〇			居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	〇〇地域包括支援センター 届出年月日 平成 27 年 8 月 10 日
				居宅介護支援等	種類
				名称	入所等年月日 平成 年 月 日
				種類	退所等年月日 平成 年 月 日
				名称	入所等年月日 平成 年 月 日
				名称	退所等年月日 平成 年 月 日

3 訪問型・通所型サービスの類型等

現行の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」相当のサービスのほか、多様な生活支援ニーズに応えるための新たなサービスを設けます。

【訪問型・通所型サービスの類型】

○ 訪問型サービス

	ヘルプサービス			ボランティア
	介護型	生活支援型	支え合い型	地域支え合い型
提供サービス	身体介護中心 (身体介護＋生活援助)	生活援助	生活援助	困りごと対応など
従事者	訪問介護員	訪問介護員	雇用労働者 ※ 従事者養成研修受講者	ボランティア

○ 通所型サービス

	デイサービス		
	介護予防型	短時間型	短期集中運動型
提供サービス	機能訓練、送迎のほか、 必要に応じ入浴、昼食、 レクリエーション	機能訓練は必ず提供 ※入浴、送迎等選択制	専門職による短期集中 運動プログラムの実施
サービス提供 時間（想定）	原則 3 時間以上／回	3 時間未満／回	週 2 ～ 3 回 1 ～ 1 時間半／回 ※ 原則 3 箇月

(1) 訪問型・通所型サービスの内容

ア 訪問型サービス

介護型ヘルプサービス（現行の「介護予防訪問介護」相当のサービス）

現行の介護予防訪問介護の人員基準による職員配置の下、事業所の訪問介護員等の専門職が家庭を訪問して、利用者の生活機能の維持・向上の観点から、身体介護を中心として提供するサービス。

生活支援型ヘルプサービス（新規）

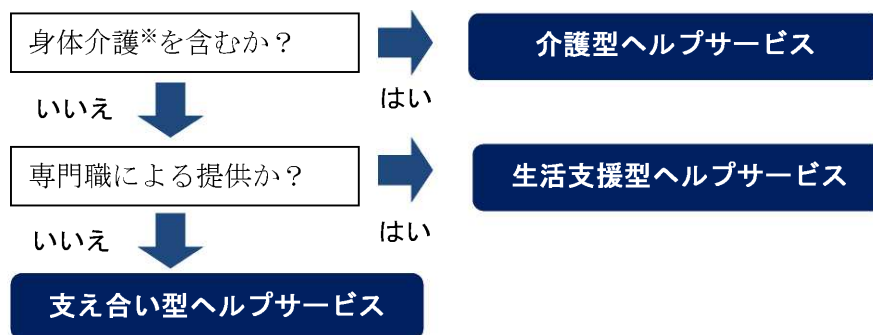
現行の介護予防訪問介護の人員基準を緩和した職員配置の下、事業所の訪問介護員等の専門職が家庭を訪問して、利用者の自立支援の観点から、生活援助（家事）に対応するサービス。

支え合い型ヘルプサービス（新規）

現行の介護予防訪問介護の人員基準を一層緩和した職員配置の下、「**京都市支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修※**」を受け、一定の技術や知識を習得した者が家庭を訪問して、利用者の自立支援の観点から、生活援助（家事）に対応するサービス。

※ 詳細は、「5 高齢者支え合い担い手づくり事業」（22 ページ～）参照。

【事業者指定による「訪問型サービス」の分類について（考え方）】



※ 「身体介護」及び「生活援助」については、厚生労働省で示されているとおりとする。（平成12年3月17日老計第10号）

【参考：要支援者ニーズ調査結果】平成26年12月調査

○ 利用サービス(複数回答)【高い順】

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
掃除	6,711	94.7	2,518	95.2	4,193	94.5
買物代行	2,389	33.7	697	26.4	1,692	38.1
話し相手	996	14.1	324	12.2	672	15.1
調理	782	11.0	232	8.8	550	12.4
洗濯	541	7.6	154	5.8	387	8.7
買物同行	369	5.2	113	4.3	256	5.8
ゴミだし	315	4.4	65	2.5	250	5.6
入浴見守り	296	4.2	62	2.3	234	5.3
入浴介助	209	3.0	27	1.0	182	4.1
その他※	464	6.5	119	4.5	345	7.8
不明・無回答	14	0.2	3	0.1	11	0.2
【参考】サンプル数(%ベース)	7,084	100.0	2,645	100.0	4,439	100.0

※その他…「入浴以外の保清」「排泄介助」「食事介助」「通院介助」「水分補給」「体位変換」「服薬支援」「その他」をまとめたもの

○代替可能性

利用サービス 代替可能性	身体介護あり		身体介護なし (生活援助のみ)		合計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
専門職による サービス提供が必要 等	1,348	19.0	2,508	35.4	3,856	54.4
非専門職でも サービス提供が可能	536	7.6	2,702	38.1	3,238	45.6
合計	1,884	26.6	5,210	73.4	7,094	100

地域支え合い型ボランティア ～ちょっとした困りごとに対応～

元気な高齢者等のボランティアが家庭を訪問して、ごみ出しや電球の交換といった、利用者の「ちょっとした困りごと」等に対応する住民主体の取組に対して、運営経費の一部を補助する仕組みを創設します。これにより、利用者の自立支援と、ボランティアとして活動する高齢者の生きがいづくり、相互に助け合う地域づくりを進めます。

イ 通所型サービス

介護予防型デイサービス（現行の「介護予防通所介護」相当のサービス）

現行の介護予防通所介護の人員基準による職員配置の下、デイサービスセンター等において、機能訓練や送迎のほか、必要に応じて、昼食、入浴などを提供する原則1回3時間以上のサービス。

短時間型デイサービス（新規）

現行の介護予防通所介護の人員基準を緩和した職員配置の下、デイサービスセンター等において、自立した生活を目指し、機能訓練のほか、利用目的に応じて、食事や入浴、送迎などを選択して受けることができるサービス。
1回3時間未満の短時間利用を想定。

短期集中運動型デイサービス（新規）

現行の二次予防事業（通所型介護予防事業）を発展させ、デイサービスセンター等において、週2～3回、専門職が運動指導を行うことで、要支援者等の身体機能の向上とセルフケアの習慣づくりを支援するサービス。

原則3箇月間の利用とし、1回の利用時間は1時間～1時間半程度を想定。

【参考：要支援者ニーズ調査結果】平成26年12月調査

○ 1回あたりの利用時間

	全体		要支援1		要支援2	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
1日	2,573	49.2	754	40.3	1,819	54.1
半日	2,590	49.5	1,097	58.7	1,493	44.4
不明・無回答	66	1.3	18	1.0	48	1.4
【参考】サンプル数(%ベース)	5,229	100.0	1,869	100.0	3,360	100.0

○ 代替可能性

	件数	割合(%)
現行サービスの提供が必要(1日利用)	2,008	39.2
現行サービスの提供が必要(半日利用)	1,773	34.5
短時間や利用目的ごとに細分化されたサービス提供があれば可能	1,175	22.9
住民団体等の地域サロンや居場所でも可能	172	3.4
合計	5,128	100

(2) 実施方法

基本は指定事業者制度により実施し、「地域支え合い型ボランティア」のみ住民主体の取組に対する補助制度により実施します。

(3) 指定サービスの報酬単価

- ア 算定単位が1月当たりの包括報酬を引き続き設定します。
- イ サービスを組み合わせて利用することができるように、1回当たりの単位を新たに設定します。
- ウ 通所型サービスについて、総合事業では週当たりの利用回数による報酬体系とします。

訪問型サービス

○ 基本報酬案（単位）

		介護型	生活支援型	支え合い型
サービス提供内容		身体介護中心 (身体介護＋生活援助)	生活援助	生活援助
月額 (包括) 報酬	週1回	1,168	988	738
	週2回	2,335	1,972	1,479
	週2回超	3,704	3,132	2,339
1回 当たり 報酬	週1回	266	225	168
	週2回	270	228	171
	週2回超	285	241	180

- ※ いずれのサービスも別途、加算あり。
- ※ 1単位当たりの単価は、京都市の介護給付（訪問介護）の地域区分単価と同じ（10.7円）とします。

通所型サービス

○ 基本報酬案（単位）

		介護予防型		短時間型				短期集中運動型		
サービス提供時間		原則3時間以上		3時間未満				1時間～1時間半 (週2～3回, 原則3箇月)		
入浴・送迎の有無		入浴あり	入浴なし	入浴あり		入浴なし			送迎あり	送迎なし
				送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし			
月額 (包括) 報酬	週1回	1,647	1,447	1,377	967	1,159	749	週2回	2,632	1,880
	週2回以上	3,377	2,977	2,795	1,979	2,361	1,545	週3回	3,948	2,820
1回 当たり 報酬	週1回	378	332	316	222	266	172			
	週2回以上	389	343	322	228	272	178			
備考		送迎加算は、上記の基本報酬に含む。								

- ※ いずれのサービスも別途、加算あり。
- ※ 1単位当たりの単価は、京都市の介護給付（通所介護）の地域区分単価と同じ（10.45円）とします。

※ 新たに創設したサービスの利用を希望しているにも関わらず、事業開始直後等で供給が十分になく、希望するサービスが利用できない場合には、現行相当のサービス等の利用も可とし、その際の報酬は実際に利用したサービスの報酬が適用されます。

例) 支え合い型ヘルプサービスの供給が十分でない場合

代替として「生活支援型ヘルプサービス」を利用する。この際、報酬は「生活支援型ヘルプサービス」の報酬が適用される。(更に、「生活支援型ヘルプサービス」の供給も十分でない場合は、「介護型ヘルプサービス」を利用し、その際は「介護型ヘルプサービス」の報酬が適用される。)

(4) 請求に使用するサービスコードについて

本市では、サービス種類ごとに次のサービス種類コードで請求を行うこととなります。

	サービス名	サービス種類コード
訪問型	介護型ヘルプサービス	A 2 ^{※1}
	生活支援型ヘルプサービス	A 2
	支え合い型ヘルプサービス	A 2
通所型	介護予防型デイサービス	A 6 ^{※2}
	短時間型デイサービス	A 7
	短期集中運動型デイサービス	A 7

※1 国のみなし指定を受けている事業所も、A 2 コードで請求してください。

※2 国のみなし指定を受けている事業所も、A 6 コードで請求してください。

サービスコード表については、平成29年度当初予算確定後（平成29年3月下旬頃）に、本市ホームページに掲載予定です。

※ 現在利用されている請求ソフトの総合事業への対応状況、導入・操作方法等については、各請求ソフト製作会社にお問い合わせください。

(5) 指定サービスの利用者負担

利用者負担は介護給付と同じ、サービス費用の1割（原則）又は2割（一定以上所得者）とします。

また、給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護予防サービス費相当事業等を実施します。

(6) 指定サービスの利用限度額

要支援認定を受けた方（要支援者）が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。

基本チェックリストにより事業対象と判定された方（事業対象者）の利用限度額は、予防給付の要支援1と同じとします。

(7) 指定サービスの利用頻度

事業対象者は、利用限度額の範囲内で、必要なサービスを必要な回数利用できます。